

会 議 録

様式第3号

会 議 名	平成19年度(第4回)川西市国民健康保険運営協議会																		
事 務 局	市民生活部 保険年金課 (内線2621)																		
開 催 日 時	平成20年1月9日(水) 午後1時30分																		
開 催 場 所	川西市役所 4階 庁議室																		
出席者	委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">今中 利信</td> <td style="width: 25%;">北川 武志</td> <td style="width: 25%;">坂上 衛</td> <td style="width: 25%;">増井富美代</td> </tr> <tr> <td>藪内 玲子</td> <td>釜本 普子</td> <td>三木 篤志</td> <td>頭司 康二</td> </tr> <tr> <td>水和 久</td> <td>安藤 修</td> <td>四谷 勲</td> <td>吉田 功</td> </tr> <tr> <td>羽田 康雄</td> <td>佐々木忠利</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		今中 利信	北川 武志	坂上 衛	増井富美代	藪内 玲子	釜本 普子	三木 篤志	頭司 康二	水和 久	安藤 修	四谷 勲	吉田 功	羽田 康雄	佐々木忠利		
	今中 利信	北川 武志	坂上 衛	増井富美代															
	藪内 玲子	釜本 普子	三木 篤志	頭司 康二															
水和 久	安藤 修	四谷 勲	吉田 功																
羽田 康雄	佐々木忠利																		
そ の 他																			
事 務 局	大塩市長 水田副市長 市民生活部長 保険年金室長 市民生活部参事兼保険税収納課長 保険年金課長 保険年金課主幹 保険年金課長補佐																		
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	無																
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由																			
会 議 次 第	(1)平成20年度国民健康保険税の改定について(諮問) (2)その他																		
審 議 結 果	別紙審議経過のとおり。																		

審 議 経 過 (1)

会 長	<p>それでは、定刻が参りましたので、ただ今より平成19年度第4回目の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>今回は市長より、国民健康保険税の税率等について、諮問がなされます。</p>
市 長	<p>それでは、開催にあたりまして、大塩市長よりあいさつをお願いいたします。新年あけましておめでとうございます。市長の大塩でございます。</p> <p>委員の皆様には健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。</p> <p>また、年頭の何かとお忙しい中、平成19年度第4回目の「川西市国民健康保険運営協議会」を開催していただき誠にありがとうございます。</p> <p>我が国は国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることが出来る医療制度を目標に、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきているものと考えております。</p> <p>しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、その構造改革が急務であるとの観点から、一昨年の通常国会において「医療制度改革関連法」が成立いたしました。</p> <p>本年4月からは高齢者医療制度を始めとして、その他の関連施策が施行されます。</p> <p>国民健康保険においても関連する重要項目があり所要の改定が必要であることから、過去3回にわたりご協議を煩わしてきました。</p> <p>一方、本市においては今年から第4次総合計画の後期基本計画がスタートする節目の年であります。非常に厳しい財政状況であります。本市国民健康保険事業においても新たな健診・保健指導事業に積極的に取り組み、国保加入者の皆様の生活の質の向上及び医療費の適正化に取り組んでまいります。</p> <p>後ほど国民健康保険税の改定について諮問をさせていただきます。</p>
会 長	<p>委員の皆様には多年にわたり、様々な意見を賜ると共に、適切にご判断を頂いておりますことに改めて感謝申し上げます。この諮問につきよろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速ですが、お手元の会議次第に基づきまして進行させていただきます。</p> <p>次に、協議事項に移ります。</p> <p>なお、本日は全委員が出席されております。次に、本日の協議会議事録の署名委員の選出ですが、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>それでは、藪内委員と増井委員を署名委員に指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。</p>

審 議 経 過 (2)

	<p>協議事項第1の「平成20年度川西市国民健康保険事税の改定について」を議題といたします。</p> <p>諮問に先立ち、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>国民健康保険税率等改定の諮問に先立ち、国の動向等について説明します。</p> <p>税率改定に伴う保険税条例の議会への上程時期につきましては、当初12月定例会を予定していましたが、政省令等の公布時期に遅れが生じているため延ばしてきたところでございます。</p> <p>今回の諮問は、11月に発表された政省令の案にもとづき積算しておりますが、地方税法施行令の正式公布が年度末となることが明確となりました。</p> <p>については、本件についてのご答申をいただきましたなら、速やかに3月定例会への上程をいたすべきところではありますが、その日程に調整が必要であり、今後議会への説明を行い、4月臨時議会への上程で調整を行って参りますのでご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>なお、地方税法施行令の主な内容は、保険税の内、医療分及び後期高齢者支援金分の最高限度額や国保世帯から後期高齢者医療制度に移行される方について、その世帯構成の変化に伴う保険税軽減資格の存続、世帯平等割りの減額措置など高齢者医療制度の創設に伴う政府の凍結措置の一連施策であります。</p> <p>また、前回開催の12月27日以後に、特定健診・保健指導事業の補助基準単価についての考え方について、その1件当たりの実費用の考え方が追加されました。については、1件当たりの単価については、若干前回資料より上回ることとなりますが、基本的には前回の説明度どおり国の補助基準に基づいた契約としてまいりたく存じておりますのでご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、以上のことから税率設定に大きな影響はないものと考えており、経営努力等により解消できる範囲と考えております。</p>
室 長	
会 長	<p>ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p><質問、意見等無し></p> <p>それでは、市長より諮問を受けます。</p> <p><事務局より、「諮問文」(写)を配布する。></p>
市 長	<p>別紙の「諮問書」を朗読し、会長に提出。</p> <hr/> <p style="text-align: right;">諮 問 第 1 号 平成20年1月9日</p> <p>川西市国民健康保険運営協議会 会長 今 中 利 信 様</p> <p style="text-align: right;">川西市長 大 塩 民 生</p> <p style="text-align: center;">川西市国民健康保険税の税率等の改定について(諮問)</p>

審 議 経 過 (3)

平成18年6月21日に健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等の措置が講じられました。そのうち、後期高齢者医療制度の創設、前期高齢者の医療費に係る財政調整制度の創設、特定健診・保健指導の保険者への義務づけ、高齢者等の患者負担の見直しなどが平成20年4月に実施されることに伴い、後期高齢者支援金賦課額の創設、基礎賦課額の算定方法の改定等を行う必要があります。

また、介護納付金分国民健康保険税にあっては、平成17年度の税率改正後においても赤字会計となっており、早急に財政の健全化を図る必要があります。

つきましては、平成20年度の国民健康保険税について、次のとおり定めたいので、国民健康保険法第11条の規定により諮問します。

諮 問 事 項

1. 医療給付費分国民健康保険税

課税限度額について「53万円」を「47万円」に改める。

所得割額の税率について「100分の8.25」を

「100分の5.90」に改める。

均等割額について「25,000円」を「24,700円」に改める。

平等割額について「28,000円」を「18,200円」に改める。

2. 後期高齢者支援金分国民健康保険税

課税限度額について「12万円」とする。

所得割額の税率について「100分の1.70」とする。

均等割額について「7,400円」とする。

平等割額について「5,600円」とする。

3. 介護納付金分国民健康保険税

課税限度額について「8万円」を「9万円」に改める。

所得割額の税率について「100分の1.64」を

「100分の2.40」に改める。

均等割額について「7,300円」を「9,800円」に改める。

平等割額について「4,200円」を「5,400円」に改める。

会 長

ただ今、市長より「国民健康保険税の改定について」諮問をお受けしました。

当該諮問は、過去3回当協議会において医療制度改革に係る「後期高齢者医制度」「前期高齢者調整金」「医療保険者による特定健診・保健指導事業」及び一般会計繰入金等について協議を頂いたものとしての内容であります。

ついては、当該諮問について過去の経緯を含めご質問・意見等を受けたいと思います。

質問等はありませんか。

審 議 経 過 (4)

<p>会 長</p>	<p>いろいろご意見もあろうかと存じますが、「答申」の手法としては要望等のご意見は付記事項として「答申書」に記載することは可能であります。そのようなことも考慮にいれながら、当協議会として、諮問されております「川西市国民健康保険税の改定について」ご異議等ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>それでは、諮問の内容で答申を作成してまいりたいと存じます。次に「答申書」の作成に取りかかるわけですが、これまでに皆様からいただいたご意見をもとに「答申書」を作成してまいりと考えております。文案につきましては、私と北川副会長にご一任いただけますでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>他に、質問等ございませんか。ないようですので、次に協議事項第2の「その他」に移ります。</p> <p>皆さま、何かございますでしょうか</p> <p>事務局何かありますでしょうか。</p>
<p>室 長</p>	<p>前回の運営協議会におきまして、特定健診等のPRについて、ご質問をいただきまして、的確な答弁をさせていただけなかったのが、この場を借りましてご答弁させていただきます。</p> <p>PRにつきましては、基本的には医師会等協議を重ねながら個別に受診券を発行します。ダイレクトメールで個人宛に送付します。それ以外にも市広報、ホームページでもお知らせいたします。</p> <p>保健指導の必要な方も個人宛に利用券を発行することを考えております。しかし、本当に受診していただけるのか、対象の方も億劫であろうとおもいます。翌年度には、何故受診していただけなかったのか、検証も重ねながら5年後のノルマを達成していきたい。また、各委員様におかれましても、いいアイデアがありましたらご意見をお聞かせ願いたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>次回の運営協議会について、ご案内いたします。1月16日(水)午後1時30分より庁議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にはないようですので、これをもちまして本日の協議会を終了させていただきます。お忙しいところどうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>資料等は、市政情報コーナーに備え付けています。</p>